

JIS

情報処理用語 (データ媒体, 記憶装置及び関連装置)

JIS X 0012⁻¹⁹⁹⁰

(2000 確認)

(2004 確認)

平成 2 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 62.4.1 改正：平成 2.3.1 確認：平成 12.6.20

官 報 公 示：平成 12.6.20

原案作成協力者：社団法人 情報処理学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 高橋 茂）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

情報処理用語
(データ媒体, 記憶装置 及び 関連装置)

X 0012-1990
(2000 確認)

Glossary of Terms Used in Information Processing
(Data Media, Storage and Related Equipment)

1. 適用範囲 この規格は、情報処理におけるデータ媒体、記憶装置 及び 関連装置に関する主な用語とその読み方、意味 及び 対応英語について規定する。

備考 1. この規格は、国際規格 ISO 2382-12-1988 に準拠している。

2. この規格の中で、側線 又は 下線 (点線) を施してある箇所は、国際規格 ISO 2382-12-1988 にはない事項を示す。この場合、対応英語は、参考とする。

2. 表記法 この規格は、各用語を番号、用語 及び 読み方、意味 並びに 対応英語の四つの欄に分けて規定する。それぞれの欄における表記法を、次に示す。

(1) 番号に関する表記法 番号は、6 個の数字によって表す。最初の 2 けたの数字は、情報処理用語の規格番号の末尾 2 けたを、次の 2 けたの数字は、同一分類の個々の規格の区分を意味する。最後の 2 けたの数字は、同一区分内の一連番号とする。

(2) 用語 及び 読み方に関する表記法

(2.1) 同一の意味を表す用語が二つ以上ある場合は、その順位に従って優先使用する。

(2.2) 用語の一部が丸括弧 () で囲まれている場合は、その部分を省略してもよいことを表す。この場合は、括弧内を省略したときと省略しないときとの間に優先順位はない。

例 1: “フロッピー (ディスク)” は、“フロッピー” 又は “フロッピーディスク” を表す (12.01.37 参照)。

例 2: “(磁気テープ) カセット” は、“カセット” 又は “磁気テープカセット” を表す。(12.01.32 参照)。

(2.3) 用語が幾つもの類似の意味をもつ場合には、それらを個々に規定し、用語の前に (1), (2), … を付ける。

例: “(1) 記憶する” (12.02.02 参照), “(2) 記憶する” (12.02.03 参照)